

家庭でのタブレット PC の使用に係る留意点

タブレット PC は、幸手市内の小中学校の敷地内およびご自宅において、学習のために活用する情報機器です。タブレット PC を活用することで学習効果が高まり、これからの社会で必要な情報モラル等も身につきます。児童生徒及び保護者の皆様には、以下の事項を遵守し、適切な活用をお願いします。

タブレット PC の使用状況はサーバのログ情報に記録されます。

1 端末の管理について

- タブレット PC は学習のツールとしての利用を想定しており、授業・学習等以外での利用は禁止です。
- タブレット端末等に貼ってあるシールをはがさないでください。書いてある番号で誰のタブレット PC なのかを把握しています。
- 学校で配布された ID・パスワードを変更することはできません。ID・パスワードはいつでも利用できるよう記憶し、また配布された用紙は大切に保管してください。各児童生徒の ID・PW は、学校・本人・保護者で管理するものとします。
- パスワードを忘れてしまった場合には、速やかにお申し出ください。
- タブレット PC は、幸手市教育委員会から貸与されているものであり、他人との貸し借りは禁止します。
- 『アップデートをしてください。』と画面に表示されても、アップデートをしないでください。アプリケーション等を使用できなくなってしまう可能性があります。アップデートをする場合は、指示の後をお願いします。
- タブレット PC は精密機器です。大切に扱ってください。また、タブレット PC は防水ではありません。トイレやバスルームで使うと、誤作動の原因となるだけでなく、水没することもあります。自宅等で使用中に、万一破損や紛失等した場合は、すぐに学校に申し出てください。学校に連絡がつかない際は、幸手市教育委員会にご連絡ください。
- 紛失や故障の状態によっては、ご家庭にご負担をいただく場合もありますので、大切にご使用ください。
- タブレット PC 本体の主電源を切ることは、原則ありません。時間がたつとスリープ状態になります。

2 情報モラルについて

- ID、パスワードは他人に教えないようにしてください。他人の [ID、パスワード、パスコード] でログインすると、証拠が残ります。
- カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください。
- 他人の所有物をカメラ等により無断で撮影しないでください。また、著作権にも十分ご注意ください。
- 自分や他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず送信・公開してはいけません。
- 他人のタブレット PC に、本人の許可なく触れることは禁止です。
- 配布されるタブレット PC は、高度なネットワークセキュリティシステムにより、不正なユーザやウィルスから守られています。これらのシステムを故意に破壊するような行為を行ってはいけません。

3 利用方法について

- 利用時間及び利用内容については、学校で伝えられた約束を守ってください。
- タブレット PC で、SNS やオンラインゲーム・動画サイトを利用してはいけません。
- すでにインストールされているアプリケーションを削除してはいけません。
- アプリケーションのインストールは学校全体で統一して行います。個人でアプリケーションをインストールすることはできません。
- 学習以外のウェブサイトは、タブレット PC で閲覧してはいけません。学習目的以外のサイト（暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング・SNS 等）を利用してはいけません。
- Teams 等で、チームを作成する際には、目的を明確にするとともに、学校の先生の許可を得てから行うようにします。
- Teams 等で、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりする書き込みはしません。
- 個人で新規に作成する Microsoft アカウントの利用はできません。 ※学校で配られたものを、原則幸手市内の公立小・中学校在籍中に使用します。
- このタブレット PC では、電子(WEB)メールは使えません。

4 健康への配慮等

配布用紙 4（保護者用）を御確認のうえ、家庭で使用する際のルールづくりを、お子様と一緒に行うようにしてください。

5 破損や紛失の連絡

破損や紛失が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします。破損状況によっては有償修理になるものがあります。

<有償修理の対象になるもの（例）>

- ・キーボードに液体をこぼしてしまったところ、動かなくなった。
- ・持ち運び中に落として画面を割ってしまった。又は動かなくなった。
- ・鉛筆などを挟んだまま画面を閉じてしまい、画面をわってしまった。又は動かなくなった。

6 その他

- (1) ご不明な点がございましたら、まずお子様の通われている学校にお問い合わせください。
- (2) 学校と連絡が取れない場合は、幸手市教育委員会（TEL 43-1111）まで御連絡ください。